

医療法人 友仁会



友仁訪問看護ステーション河原町重要事項説明書

氏名 _____ 殿

事業者 医療法人 友仁会 _____

事業所 友仁訪問看護ステーション河原町 _____

1、 当事業所の法人概要

| | |
|------|----------------|
| 法人名 | 医療法人 友仁会 |
| 所在地 | 滋賀県彦根市竹ヶ鼻町80番地 |
| 法人種別 | 医療法人 |
| 代表者 | 理事長 西川 真理恵 |

2、 当事業所の概要

| | |
|----------|---|
| 事業所名 | 友仁訪問看護ステーション河原町 |
| 所在地 | 滋賀県彦根市河原2丁目3番2号 |
| 事業所の指定番号 | |
| サービス提供地域 | 彦根市・犬上郡・愛知郡 上記以外でも訪問可能ですが交通費が必要です ※厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域を除く |

3、 当事業所が提供するサービスについての相談および営業日等

| | |
|----------|-------------------------------------|
| 電話&FAX | ☎ 0749-21-6335 Fax 0749-21-6336 |
| 営業日 | 月曜日～土曜日 |
| 営業時間 | 平日 8時30分～16時45分 土曜日 8時30分～12時30分 |
| 定休日 | 日曜日、祝日および12/30～1/3日は休み |
| 24時間対応体制 | 年間を通して24時間いつでも連絡がとれる体制 |

4、 当事業所の職員体制等

| 職種 | 員数 | サービス業務 | 勤務体制 |
|-----|----|----------|------|
| 管理者 | 1名 | 当事業所管理業務 | 常勤兼務 |
| 看護師 | 3名 | 訪問看護業務 | 常勤 |
| | | | |
| | | | |

5、 事業の目的と運営方針

| | |
|------|--|
| 事業目的 | 事業の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある方に適正なサービス提供することを目的とする。 |
| 運営方針 | 高齢者をはじめ、障害や難病により居宅において療養されている対象者及び介護者に対して、療養の仕方や看護についての助言や援助をおこない、必要に応じて看護を提供しながら、それぞれの家庭での介護力、さらにその技術を高め、居宅での生活が継続できるようにする。 |

6、 提供するサービスの内容

- ① 症状、障害の観察、健康管理
- ② 食事の援助、水分・栄養管理
- ③ 排泄の援助（浣腸・摘便・おむつ交換等）
- ④ 身体の清潔（清拭・足浴・洗髪等）
- ⑤ 褥創の予防及び処置・創傷の処置
- ⑥ リハビリテーション
 - ・ 身体機能の維持向上のための運動指導
 - ・ 住宅改修、福祉用具導入時の助言・指導
- ⑦ 医療的処置・管理
 - 在宅酸素療法、人工呼吸器装置、バルンカテーテル
経管栄養、気管切開 等
- ⑧ 介護相談及び指導
- ⑨ 社会資源や介護用品の導入に関するアドバイス
- ⑩ ターミナルケア（終末期ケア）
- ⑪ その他かかりつけの医師（主治医）の指示に基づく事柄

7、 訪問看護に関する要望や苦情の相談窓口

苦情申立窓口

| | | |
|----------------|--|---|
| 事業者相談窓口 | ご利用時間 | 平日 8:45~17:00 土日 8:45~12:30 ※営業日・営業時間以外でもお困りのことがあればご相談下さい。 |
| | 常設窓口 事業所職員 責任者 橋本 逸子 (管理者) | ○彦根市河原2丁目3番2号 友仁訪問看護ステーション河原町 電話 0749-21-6335 FAX 0749-21-6336 |
| 各市町役場 保健担当課 | | ○彦根市平田町670 高齢福祉推進課 電話 0749-23-9660 ○犬上郡甲良町在士57-1 甲良町保健福祉課 電話 0749-38-5151 ○犬上郡多賀町多賀324 多賀町福祉保健課 電話 0749-48-8115 ○犬上郡豊郷町石畑375 豊郷町医療保険課 電話 0749-35-8117 ○愛知郡愛荘町愛知川72 愛荘町長寿社会課 電話 0749-42-7694 |
| 滋賀県国民健康保険団体連合会 | | ○滋賀県大津市中央4丁目5-9 電話 077-522-2651 (代表) 苦情申立窓口 電話 077-510-6605 |

8、 事故発生時

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

9、 利用料金表

利用料（医療保険から給付サービスを利用する場合）

医師が訪問看護の必要性を承認し、以下の条件に当てはまる方

- ① 65才以上の方で、要支援・要介護に該当しない方
- ② 40才以上 65歳未満で介護認定を受けていない厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方
- ③ 40歳未満の医療保険加入者

1. 訪問看護基本療養費（負担割合は医療保険によって異なります）

| | | | 週3回まで 一日につき | 週4日以降 一日につき |
|---|----------|----------------------|--------------------|--------------------|
| ① | 基本療養費（Ⅰ） | 看護師 理学療法士・作業療法士 等 | 5,550 円 5,550 円 | 6,550 円 5,550 円 |
| ② | 基本療養費（Ⅲ） | 外泊中の訪問看護 ※1 | 8,500 円 | |

※1 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回まで）算定可能。

2. 訪問看護管理療養費（負担割合は医療保険によって異なります）

| | | | |
|---|--------------------|---------------------|----------|
| ① | 月の初日 (イ～二のいずれか) | イ. 機能強化型訪問看護管理療養費 1 | 13,230 円 |
| | | ロ. 機能強化型訪問看護管理療養費 2 | 10,030 円 |
| | | ハ. 機能強化型訪問看護管理療養費 3 | 8,700 円 |
| | | ニ. 訪問看護管理療養費（従来型） | 7,670 円 |
| ② | 2日目以降 | 一日につき | 3,000 円 |

3. 加算

| | サービス内容 | 加算金額 | 備考 |
|---|---------------------------|-----------|--|
| ① | 24時間対応体制加算 | 6,800 円/月 | 24時間当番看護師が緊急電話対応、 必要の場合は訪問。 ※ 希望者のみ。詳細は別紙 |
| ② | 特別管理加算 | 5,000 円/月 | 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受け ている状態や、留置カテーテル等 を使用している場合に算定。 |
| | | 2,500 円/月 | 真皮を超える褥瘡がある場合、特別 な医療機器を装着・使用している場 合に算定。 |
| ③ | 難病等複数回訪問加算 1日に2回訪問した場合 | 4,500 円/日 | 特別指示書の方 特別管理加算算定の方 (疾病条件等あり) |
| | 1日に3回訪問した場合 | 8,000 円/日 | |
| ④ | 複数名訪問加算 看護師と訪問 | 4,500 円/日 | 看護師一人での訪問が困難、もし くは危険を伴う場合に算定。 |
| | 理学療法士と訪問 | 4,500 円/日 | |
| | 看護補助者と訪問 | 3,000 円/日 | |

| | | | |
|---|---------------------------------------|------------------------|---|
| ⑤ | 緊急訪問看護加算 | 2,650 円/日 2,000 円/日 | 緊急の訪問を行った場合に算定。 月 14 日まで 月 15 日目以降 |
| ⑥ | 夜間・早朝訪問看護加算 | 2,100 円/日 | 夜間 18:00~22:00 早朝 6:00~8:00 |
| ⑦ | 深夜訪問看護加算 | 4,200 円/日 | 深夜 22:00~翌 6:00 |
| ⑧ | 長時間訪問看護加算 (1 時間 30 分を超える場合) | 5,200 円/日 | 特別管理加算または特別指示書が出 ている方のみ 1 回/週まで |
| ⑨ | 退院時共同指導加算 特別管理指導加算 (特別管理加算の対象者) | 8,000 円/回 2,000 円/回 | 病院等の退院時に医師・看護師と連 携して、在宅生活における指導を行 った場合に算定。 |
| ⑩ | 退院時支援指導加算 | 6,000 円/日 | 病院等から退院する日に看護師が訪 問し、療養上の指導を行った場合に 算定。 |
| ⑪ | 在宅患者連携指導加算 (月 1 回まで) | 3,000 円/日 | 医療関係職種間の連携による指導を 行った場合に算定。 |
| ⑫ | 在宅患者緊急時等カンファレ ンス加算 (月 2 回まで) | 2,000 円/日 | 主治医の求めで利用者宅にてカンフ アレンスを行った場合に算定。 |
| ⑬ | ターミナルケア療養費 | 25,000 円 | 在宅で亡くなられた方 (搬送先医療 機関で 24 時間以内に亡くなった場 合を含む) で、かつ死亡日前 14 日 以内に 2 回以上の訪問看護を行った 場合に算定 |
| ⑭ | 訪問看護情報提供療養費 | 1,500 円/月 | 利用者の同意を得て、保健医療機関 に入院又は入所される時に情報を提 供した場合に算定。 |
| ⑮ | 訪問看護ベースアップ評価料 (I) | 780 円/月 | 施設基準を満たしている訪問看護ス テーションが算定。 |

4. その他の利用料 (実費)

| | | | |
|---|--------|--|---|
| ① | 交通費 | 200 円 (通常地域への訪問) 900 円 (すすらんが定める地域外の訪問) | 訪問回数ごとに加算となります。 |
| ② | 休日訪問費 | 1,500 円 (訪問 1 回) | 土曜日の 12:30 以降、日曜・祝 日の全日が対象。 |
| ③ | 死後の処置料 | 16,500 円 | 死後の体のケアを行った場合。 ※ 消費税込み |
| ④ | 保険外訪問費 | 3,300 円 | 通常の訪問看護利用以外に、留守番 やそれ以外の個人的な用事で訪問 看護を利用した場合。 |
| ⑤ | キャンセル料 | 500 円 | 事前の連絡がなく、看護師の訪問後 にキャンセルが判明した場合。 |

10.秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報 の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約時に秘密保持誓約書をもって契約します。

個人情報の利用目的

【 当サービス提供に関する利用 】

- ・当事業所内における利用
- ・担当者会議の開催・照会やご利用者様へのサービス提供について他事業所や関係者との連携
- ・かかりつけ医との連携
- ・その他、ご利用者様への福祉・保健・医療に関する利用
- ・介護保険に関する保険者への照会等

【 ご家族等へのサービス料金の請求（徴収）やその他の連絡の事務に関する利用 】

- ・介護保険・医療保険・公費負担料・他の制度による料金等に関する事務及びその委託
- ・審査支払い機関への提出
- ・公費負担制度に関する行政機関への提出、照会
- ・その他、各保険事務に関する利用

【 当事業所の管理運営業務に関する利用 】

- ・会計 経理
- ・事故等の報告
- ・当該利用者様のサービス向上
- ・サービス利用等の管理
- ・その他、当事業所の管理運営業務に関する利用

【 上記以外の利用 】

- ・賠償保険などに係る専門団体、保険会社等への相談又届出等
- ・介護サービス・医療や業務の維持・改善のため基礎資料
- ・サービスの質の向上を目的とした事例研究への情報提供・外部監査機関への情報提供

11.虐待の防止、人権擁護について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待ハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定します。
- 2) 成年後見制度の利用を支援します。

- 3) 研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- 4) 従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、ご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

12. 緊急時等における対応方法

サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。

13. 災害発生時

- 1) 災害発生時は、災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、事業所内の災害発生時フロー図を参照に、それぞれに与えられている責務を全うし被害を最小限に抑えます。また、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があり、災害拡大への予防策を講じ必要な訪問を優先的に行う場合があります。
- 2) 災害発生時フロー図を基に定期的な訓練を実施し、有事の際に迅速に行動できるよう努めます。

14. 感染症発生時

- 1) 感染症の原因を早期に突き止め、感染拡大を最小限に押さえられるよう努めます。指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があり、予防対策を講じて必要な訪問を優先的に行う場合があります。
- 2) また、常日頃より事業所内の感染対策規定を順守し、感染症の発生予防に努めます。
- 3) 感染症対策に関する委員会を設立し、定期的な研修開催とともに、感染対策の順守を評価します。

訪問看護ステーションが一時閉鎖や事業縮小になった場合の体制について

令和2年より流行したCovid-19などの感染症や、大規模な災害が起きた際、当事業所においても事業の縮小や閉鎖をする可能性があります。その際、連携をとっている訪問看護ステーションが代わりに訪問することで継続した訪問看護サービスが提供できるよう湖東圏域内でご案内させていただくことがあります。以下について、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

- ① 医療依存度の高い利用者を優先してサービスを提供します。
- ② 代替事業所が訪問する場合、改めて契約などの手続きが必要です。
- ③ 訪問回数変更や利用料に変更が生じる場合があります。
- ④ 個人情報の利用について、連携事業所が代替訪問することになった場合の情報提供を使用範囲に追加させていただきます。

15. 第三者評価の有無 無し

年 月 日

当事業者は、当事業者が行う訪問看護サービスの重要事項について、

- 本人
- 本人の代理人

に対して本書面に基づいて説明をしました。

| | |
|------|-----------------------|
| 事業者 | 医療法人 友仁会 |
| 所在地 | 滋賀県彦根市河原 2 丁目 3 番 2 号 |
| 事業所名 | 友仁訪問看護ステーション河原町 |

説明者 氏名

私は、本書面に基づいて、事業者からサービス内容説明及び重要事項の説明を受けました。

本人

氏名

本人の代理人

氏名